

検討項目④まとめⅣ

中間取りまとめ(案)第5の内、7から10までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1	17	3	A	市は、市政運営の総合的な指針として、総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。	市は、事業の達成目標、財源構成、将来コストを明確にした総合計画を策定し、計画的な市政運営に努めます。	以下のとおり総合計画の説明を追加します。 総合計画: 将来、私たちの白河市をどのような「まち」にしてい くのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的 にまとめた市の全ての計画の基本となるものです。市のまち づくりの進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向け て、市民と行政がそれぞれの役割に応じて、市のまちづくりを 進めていくための指針となるものです。 総合計画の構成: 目標とする都市像やまちづくりの理念を明ら かにした「基本構想」、その目標達成のために取り組む施策の 大きな方向性を示す「基本計画」及びその方向性の実現に向 けた各分野に渡る事業を具体的に示した「実施計画」で構成 されます。	
2	17	3	B	総合計画に関する規定	以下を追加する(地方自治法の改正により、市町村の基本構 想の策定に関する規定が削除され、市町村が基本構想を策 定する場合、議会の議決を得る必要性が無くなったため)。 市は議会の議決を得て、基本構想を策定しなければならない。 い。	以下を追加します。 基本構想の策定にあたっては、市は市議会の議決を得なけ ればなりません。 また、上記のとおり基本構想の説明を追加します。	
3	17	12	A	市は、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ 効率的な財政運営を行うよう努めます。	市は、最小の経費で最大の効果を上げるため、総合計画を 踏まえて予算の編成・執行を行い、効果的かつ効率的な財政 運営を行うよう努めます。	市は、最少の経費で最大の効果を上げるため、総合計画を踏 まえて予算の編成及び執行を行い、効果的かつ効率的な財 政運営を行うよう努めます。	
4	17	12	C	最小	最少 地方自治法の規定に合わせる。		
5	17	21	B	市は、自立した行政運営と市民のニーズに基づく行政サー ビスの向上のため、行政改革を推進するものとします。	市は、自立した行政運営と行政サービスの向上のために、市 民のニーズを尊重した行政改革を推進しなければならない。	市は、自立した行政運営と行政サービスの向上のために、市 民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。	
6	17	23	A	行政評価については、市民参画の下で実施するとともに、そ の結果について市民に分かりやすく公表するものとします。	行政評価については、市民参画の下で実施するとともに、そ の結果について市民に分かりやすく公表し、社会情勢や財政 状況によって予算に柔軟に対応できる仕組みを持つものと します。	原文のとおりとします。 ※行政評価の結果を踏まえた予算への対応は、この文の前 に規定している行政改革に含まれるものと考えます。	
7	17	23	A	行政評価については、市民参画の下で実施するとともに、そ の結果について市民に分かりやすく公表するものとします。	行政評価については、専門委員を含む市民参画の下で実施 するとともに、その結果について市民に分かりやすく公表する ものとします。	行政評価については、専門家を含む市民参画の下で実施す るとともに、その結果について市民に分かりやすく公表するも のとします。	

検討項目④まとめⅣ

中間取りまとめ(案)第5の内、7から10までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
8	17	23	C	行政評価については、市民参画の下で実施するとともに、その結果について市民に分かりやすく公表するものとします。	「市民参画の下で」というのはどういうことか。	行政評価は、市が行っている事業について、点検と評価を行い、その評価結果を公表するとともに、次年度の行政経営に反映させていこうとするものです。その点検と評価に市民に参加してもらうという意味です。	
9	17	23	—	—	行政評価に関する説明を入れます。	以下のとおり行政評価の説明を追加します。 行政評価:市民ニーズに基づくより良いサービス(事業)を効果的・効率的に提供するため、施策や事務事業の効果について目標(意図)を分かりやすい形で示し、目標に対する達成状況等を客観的に評価・検証し、その評価結果を公表するとともに、次年度の行政経営(事務改善・予算編成)の企画・立案に反映させていこうとするものです。	
10			A	危機管理に関する規定全般	(1)東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の策定 東日本大震災のような大災害が今後起こらないとも限りません。このため、市は今回の東日本大震災での教訓も踏まえ、災害発生時においては、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりに関わる各主体による「共助」、行政や消防、警察、自衛隊など公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。 そのためには、各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定しなければなりません。 (2)自助・共助・公助 ①自助 地域の防災訓練に参加して災害発生時の対応を身につけるとともに、日頃から危険予測をする習慣をつけ、マニュアルが使えない時に自ら考えて行動する訓練も行う必要があります。 ②共助 災害発生時は、市民、市、地域コミュニティ、事業者、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にすることを意識を持つことが必要です。 そこで、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者など、自力で非難が困難な人たちに対して安否確認や避難介助など、地域でサポートする体制を整えなければなりません。 ③公助 市は、防災計画を広く周知し、国や県と連携して、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練やテレビ、ラジオやインターネットなどを使った効率的な情報提供手段を構築する必要があります。 また、災害援助協定で結ばれた自治体と交流し、災害発生時には、相互に救援活動に努めます。	(1)東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進 東日本大震災の教訓として、災害時には、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりに関わる各主体による「共助」及び行政等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であるということを学びました。 このため、市は、市民や市等、まちづくりに関わる各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築し、災害に強いまちづくりを推進していかねばなりません。 (2)まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い 災害発生時は、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合いが大変重要です。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に対応できるよう努めます。	

検討項目④まとめⅣ

中間取りまとめ(案)第5の内、7から10までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
11	18	2	B	危機管理に関する規定全般	(1)、(2)を1つにする。防災計画の策定を単独にしてしまうと。計画を策定した後はこの規定に違和感があるが、(2)の防災計画の周知とひとつにした方が策定後も違和感が解消される。		
12	18	2	B	危機管理に関する規定全般	「災害に強いまちづくりを進める」という表現をどこかに入れる。まちづくりの基本理念との関係で。		
13	18	2	C	防災計画の策定	防災計画の見直し		
14	18	6	D	策定しなければなりません。	策定するものとします。		
15	18	12	B	市は、防災計画を広く周知し、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築する必要があります。	市は、防災計画を広く周知し、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築しなければなりません。		
16	18	13	D	構築する必要があります。	構築することとします。		
17	18	16	D	このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にする意識を持つことが必要です。	このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを意識し、災害時に適切に対応できるよう努めます。		
18	19	3	A	市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。	市は、文化・スポーツ、観光・産業、災害時等の共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。	原文のとおりとします。 他の協働に関する規定等とのバランスを考え、災害時や文化・スポーツ等の具体例については、規定の中には入れず、最終的に追記することとなる注釈に追記したいと考えます。	
19	19	3	B	国、県、他の自治体等との連携に関する規定	「7 市政運営」の中に入れてもいいのではないかと。	原文のとおりとします。 ※「7 市政運営」に関する規定は、市の内部に関する規定で構成されているのに対して、これは、国、県等の市の外部の機関との関係に関する規定であることから、両者は分けて規定した方がよいと考えます。	

検討項目④まとめⅣ

中間取りまとめ(案)第5の内、7から10までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
20	20	1	B	(1)条例の見直し	(1)条例の検証・推進 ※タイトルだけでなく文章もそれに併せて修正。	10 条例の推進及び検証 (1)条例の推進及び検証 この条例が、まちづくりの基本的なルールとして機能し続けるよう、市民参画の下で本条例の推進や社会情勢等を踏まえた検証を行う機関を設置します。当該機関は、検証の結果見直しが必要とされた場合には、条例の改正案を作成し、市長へ提出するものとします。 ※まず条例の推進がありその後に検証という流れであるため、検証と推進の順番は逆にしました。 ※条例の改正は当然市議会の議決事項であるため、原文でも市議会が改正案を決定するということを想定していたのですが、確かに原文の表現の表現だと、機関が見直しを行い、市議会は関わらないという誤解を生む可能性もあります。このため、機関は条例の改正案をつくり市長へ提案するという位置づけであることをより明確化するような表現にしました。	
21	20	3	D	この条例が、形骸化せず、市の最高規範として機能し続けるためには、検証及び見直しを行い、その内容を進化させていかなければなりません。このため、施行後、本条例の検証及び見直しを行う機関を設置する必要があります。	この条例が形骸化せず、市として尊重すべき規範として機能し続けるためには、検証及び見直しを行い、議会が中心となり条例の主旨を尊重して、その内容を進化させていかなければなりません。		
22	20	3	A	市の最高規範として	市の基本的ルールとして		
23	20	3	B	市の最高規範として	市の基本的なルールとして		
24	20	3	C	市の最高規範として	まちづくりの基本的なルールとして		
25	20	3	A	検証	社会情勢に適合しているかの検証		
26	20	3	D	その内容を進化させていかなければなりません。	削除する。 進化させるところまでは触れなくてもよいと思われる。		
27	20	4	A	本条例の施行後、検証及び	本条例の施行後、市民参画の下検証及び		
28	20	4	D	機関を設置する	見直しを検討するのは議会		
29	20	4	B	設置する必要があります。	設置します。		